

## 役員の役割

### <代表>

1. 管理者会の円滑な運営を図る
2. 代表としての活動と会員への報告を行う
3. 会員からの意見活動等を連絡協議会理事会へ報告する
4. 連絡協議会理事会の意向、決定を会員へ周知する

### <副代表>（第一 熊本市 、第二 ブロック）

1. 第一副代表は代表と協議の上、勉強会の日程及び内容を決め、各ブロック代表に通知する
2. 勉強会の司会（第一）、書記（第二）を務める
3. 代表の依頼業務を行う
4. 第一、第二が相互に補佐を行う

### <ブロック代表>

1. 代表及び副代表からの連絡事項等を会員へ通達する
2. ブロック内の勉強会等を運営する
3. 会員の意見等をまとめ、必要があれば代表に報告する
4. 開設、閉鎖・休止のステーションを把握し、協議会への入会を紹介する